新型コロナウィルス感染予防対策下での
体育館利用についてお知らせとお願い
☆ イベント等開催時用 ☆

イベント等開催主催者様

　日頃から当体育館をご利用いただき、誠にありがとうございます。
　さて、新型コロナウィルス感染予防に向けた取り組みも、さまざまに工夫され実施されるようになって参りました。
　当体育館におきましても、利用再開後、諸々の取り決めとともに、ご利用にあたっての感染予防の取り組みにご協力をいただき、誠にありがとうございます。
　利用再開から一定の時間が過ぎ、巷ではイベント等の活動再開も見られている現状を踏まえ、当体育館でのイベント等のご利用にあたり、事業開催へ不特定多数の来館が想定されるような事業へ対応するための対策をまとめました。
　つきましては、イベント等のご利用における次の留意点等をご覧いただきご理解のうえ、主催者側で感染拡大予防の対策計画を策定提出していただき、感染拡大につなげないようにご協力をお願いします。
　なお、本件掲載事項は、２０２０年５月１４日付、公益財団法人日本スポーツ協会発行「スポーツイベントの再開に向けた感染予防拡大ガイドライン（５月２９日改訂）」を参考に定めたものです。

※イベント等とは、競技大会、合宿、講習会、講演会などに類する事業を指します。

令和　２年　８月２０日
京都府立心身障害者福祉センター体育館

２０２０年　８月２０日発行版

※体育館利用上の留意点等※

１．基本方針（事前通知・対策・対応）

◆事前通知の徹底

イベント等への事業従事者を含む参加者には、開催要項等の通知や関係者への依頼等を通じて、感染予防対策について事前に周知を図り、徹底してください。

その際に、別紙「参加者用のお願いとお知らせ」を同梱していただき、「体調チェックシート」に、イベント開催２週間前からイベント終了日までの体調（検温や症状の有無等）の管理状況を、責任を持って記入することを依頼し、実行してください。

また、対策・対応の内容を、イベント等の当日に、事務連絡で通知することや体育館壁面等へ掲示するなどで、周知徹底してください。

◆感染予防のための必須とする対策

感染予防の対策として、次の①～⑤を行っていただくことを必須条件としてください。

①咳エチケット、マスク又はフェイスシールド持参着用の徹底

②こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒の徹底

③使用用具等の消毒の徹底

④来館時の検温や体調の管理

⑤水分補給や捕食飲食が想定される場合、回し飲みや対面着席などの回避

イベント等開催中は、上記五件の実施を徹底するとともに、必要な備品や用品類等は、主催者側で事前に備えておいてください。

身体運動を伴う競技大会や合宿における上記①～③については、運動や競技実施中もできる限りの対処ができるように、対応してください。

◆クラスター発生防止のための対策

クラスター発生防止策として、次の①～③を実施してください。

①会場の換気（控室ほかも同様です。空調設備利用は換気になりません。）

②ソーシャルディスタンスの確保（距離感を示せるような工夫などを行ってください。）

③近距離での会話や発声の抑制（主催者側で随時注意喚起や指導等を行ってください。）

イベント等開催中は、上記三件の環境設定や事前通知の周知を徹底してください。

◆感染が疑われる症状が出た場合を想定した対応

①京都府の感染担当部局（健康福祉部健康対策課）、及び、当館所在の管轄保健所（山城北保健所）と相談し、医療機関等への搬送など、手順や対応等について予め決めておいてください。

②イベント等開催主催者側の担当者を決め、当体育館との連絡系統を明確にしてください。

③医療従事者（医師や看護師）を、必要に応じて常駐させてください。

④個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者より得た情報（参加申込書、「体調チェックシート」等）について、担当者と期間を定めて管理保存してください。（事業終了後一か月以上）

◆感染が疑われる症状が出た場合の対応

①イベント等開催期間中に参加者や事業従事者より、感染が疑われる症状等の報告があった場合、主催者は、速やかに当該者の参加を中止し、事前に調整している手順により、医療機関等へ連絡するなど、迅速な対応を行ってください。

②当該者の症状を確認し、主催者本部へ報告するとともに、イベント等継続の可否について検討判断し、当体育館へも状況等の報告を行ってください。

③イベント等終了後２週間以内に、事業従事者を含む参加者から主催者へ、感染発症の報告があった場合は、管轄保健所や当体育館を含む、事業に関わった全ての関係者に対し速やかに連絡し、情報共有を図ってください。

◆体育館の取り組み

当体育館では、新型コロナウィルス感染対策のため、次の対応を実施しています。

①マスク着用での応対

②こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒

③体育館事務所を含む窓等の開放による館内換気

④当該のイベント等終了後２週間以内に、イベント等の当日に対応した体育館職員、及び、その同居家族、身近な知人に感染発症が認められた場合、京都府、管轄保健所、事業団事務局、並びに、当該のイベント等の主催者様に対し速やかに連絡し、情報共有を図ります。

２．具体的な対策

■事業運営等について

□当体育館の定めるガイドライン等に準じて、設営や準備を進めてください。

□座席設置が必要な場合は、他者との間隔（約 1.5m 程度）を開けた座席位置としてください。

□消毒用アルコールを各箇所に設置してください。（受付、会場出入口、便所、更衣室など）

□便所等の手洗場所の手拭きは、手指を乾燥させる器具等を使用しないことと、ペーパータオルを設置し、使用したペーパーを破棄するための専用のゴミ箱を設置してください。
なお、このゴミ回収には、担当者を決め、その担当者は、使い捨てマスクと手袋を着用してください。

□当体育館内既存のドアノブ、手すり、机などと、イベント等に関連する備品や器具用具等は、計画的効果的に繰り返し消毒を実施してください。
特に、当体育館貸与備品等は、イベント等終了後、消毒を済ませてから返却してください。

□イベント等実施時間の中には、定期的に外気を取り入れ、換気を行う時間を必ず設けてください。
基本的に１時間に対し、20 分程度の割合で換気時間を設けてください。
特に、空調設備のみの使用は、換気にならないので、ご留意のうえ使用の可否を決めてください。

□イベント等の定員は、各室収容数に対して一定数に制限してください。

□更衣室と便所の使用は、一度に使用できる人数に制限を設けてください。

□上記二件の「各室の定員数」は、当体育館のガイドラインを遵守してください。

□集合の際は、他者との間隔を十分開けるようにしてください。
また、円陣での集合は避けるようにしてください。

□三密解消、マスク着用有無、消毒実施、換気実施ほかの、感染対策に関する指示管理等にあたる「感染対応委員（仮称）」を設け、イベント等全般の掌握を図ってください。

□事業関係者との打ち合わせは、極力事前に済ませ、当日の打ち合わせは短時間としてください。
□事業で使用する用品に、呼気を伴う用具（吹笛型笛など）が必要な場合は、電子形式の用具に代替えするなどの工夫を行ってください。
□観戦者や取材者等、イベント等に直接参加しない部外者の来館が見込める場合は、イベント等の関係者との動線が、交錯や輻輳しないなどの工夫を図ってください。
□各自持込物品（着衣、靴、補水ボトル、補食品など）は、カバンや袋等を用意していただき、一人で一つにまとめられるようにし、放置しないようにしてください。
□イベント等完了後、忘れ物を発見した場合、当体育館では保管はせずに、直ちに廃棄処分とさせていただくことに、了解を得てください。
□新型コロナウィルスの発生状況を踏まえ、「利用中止」ないしは「臨時休館」等となる場合があります。

■受付について

□混雑を避けるため、十分な受付時間の確保と受付箇所の拡充に努めてください。
また、距離を置いて並ぶように目印を設置するなど、ハード面の工夫を行ってください。
□飛沫感染を防ぐため、受付担当者のマスク着用や飛沫感染防止用シート等を設置してください。
□受付用に、手指消毒用のアルコール等を設置してください。
□検温を行えるように、必要な用器具を備えてください。
□参加費等は、事前の振込などの対応を行ってください。
□プログラム等の配布物は、できるだけ小分けにして各自で受け取れるようにしてください。
□イベント等実施期間における検温実施と、体調チェックシートへの記載を行っていただき、実施期間中各日毎に主催者へ提出するようにしてください。
異常があった場合は、当体育館へも状況等の報告を行ってください。
□体調管理シートは、主催者が定めた期間、管理保存してください。

■式典、事務連絡等について

□開閉会式及び表彰式等の式典関連は、できれば実施しない、簡潔に行う、関係者挨拶の割愛、参加人数を限定する、などの対応を行ってください。
□事務連絡は、書面で内容確認などを行えるようにしてください。

以上